

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成24年2月6日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 谷口幸博（委員長），生熊正子，迫田博幸，中村留美，
永守研吾，花岡正浩，真殿美樹，六車ゆき子，森本純夫，
山口温子，渡辺昭義，渡邊百合（敬称略）

（オブザーバー） 播磨俊和，荒金博之，桑島一嘉，長畠定夫

（庶務） 新津隆弘，小林幹典，八木章司，大西千流

（説明者） 森洋三，小林健

4 議事

- (1) 神戸家庭裁判所長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介
- (3) 面会交流についての説明（別紙第1のとおり）
- (4) 意見交換（別紙第2のとおり）
- (5) 裁判所からの報告

「来庁者アンケート【利用者の声】」についての集計結果報告及び「平成23年度法の日週間行事」の開催結果報告

- (6) 次回の神戸家庭裁判所委員会開催日時

平成24年7月10日（火）午後1時30分

- (7) 次回のテーマ

少年の再非行防止に向けた指導，育成に関する取組について

(別紙第1)

1 面会交流の手続について

(1) 乙類調停における面会交流の手続

乙類調停の面会交流は、一般的には、子どもと別居している親が、子どもとの面会交流を求める調停の申立てを行う場合である。調停が不成立になった場合には、審判手続に移行し、裁判官が家庭裁判所調査官の調査結果等を踏まえて、面会交流の可否や頻度・方法について判断を行う。

(2) 一般調停における面会交流の手続

離婚調停の手続の中で、離婚の条件の一つとして面会交流について話し合われる場合である。離婚調停は、乙類以外の調停と呼ばれる種類の事件（一般調停）であり、調停が不成立になった場合には審判手続に移行しない。

2 民法の一部改正について

平成23年6月に民法等の一部を改正する法律が公布され、平成24年4月1日から施行されることとなった。離婚後の子の監護に関する事項の定めとして、民法第766条に面会交流と養育費が盛り込まれ、その協議においては、子の利益を最も優先して考慮することが明文化された。

3 統計について

全国の家庭裁判所における面会交流調停（乙類調停）の新受件数について、平成13年は2797件であったが、平成22年には7749件となり、平成13年に比べて約2.8倍に増加した。

4 面会交流模擬調停

5 DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」の視聴

6 試行的面会交流について

面会交流を取り扱う調停の中で、裁判所の家族面接室等において、子どもと別居している親と子どもとの面会交流を試験的に実施することがある。

7 民間機関の活用

当事者同士が協力して面会交流を実現することが難しい事案では、面会交流の援助を行っている民間機関を活用することもある。

(別紙第2)

意見交換

※(委員長は●、委員は○、オブザーバーは△、説明者は□で表示する。)

- 子どもと同居している親が、再婚相手と子どもとの関係を考慮して、面会交流を拒否した場合でも、裁判所が面会交流を認めたケースはありますか。
- そういうケースもあります。
- 子どもと同居している親が再婚した場合の面会交流の在り方について、どのように考えますか。
- 子どもと別居している親が面会交流を望んでいるのに、子どもと同居している親の意見だけで面会交流ができないというのは望ましくないと思います。子どもが別居している親と会いたいならば、会える範囲で会って、それから子どもが判断していったらどうでしょうか。
- 一般的には、面会交流を認めていくべきであろうと思います。
- 弁護士として、面会交流の調停、審判の申立人又は相手方の代理人になることが多いと思いますが、最近の面会交流の動向はいかがですか。
- 面会交流のトラブルは増えてきています。子の福祉を著しく害する場合を除き、面会交流を認めるべきであると判断する審判例が多いので、審判例に従って、両親のどちらか一方が再婚している場合であっても、子どもが本当の親と会う権利は妨げられないので、子どもと同居している親に対し、別居している親に会わせるように言っています。しかし、子どもを別居している親に会わせることにより、子の福祉が害されるなどと主張して、なかなか理解してもらえないこともありますし、審判例に従って、説得するのは難しいのが現実です。また、試行的面会交流がうまくいった場合でも、子どもと同居している親が面会交流を嫌がるように子どもの意思を導いているのではないかと心配される事例もあります。
- 子どもが別居している親には会いたくないと言った場合は、面会交流はできないのですか。

- 会いたくない理由にもります。子どもが会いたくないと思う客観的な事実があれば、面会交流の可否を慎重に考えなければなりません。その一方で、同居している親との関係を優先して、ただ漠然と会いたくないと言っている場合には、その背景事情を慎重に検討していく必要があります。
- △ 子どもの意見は、審判の中でも非常に重要な意味を持ちます。しかし、子どもの意見は、それが真意なのか、真意でないのかという見極めが難しく、年齢が高い子どもの場合は、言葉どおり信じて良い場合もありますが、年齢が低い子どもの場合は、どういう背景事情からそういう言葉が出てきたのかということを慎重に考慮しなければなりません。
- 子どもの意思は、年齢によって変わってくるので、本当に子どもが会いたくないと言っているのか分からずと思います。別居している親からひどい暴力を受けた経験のある子どもは本当に会いたくないでしょうが、家の中で大変なことが起こっているときに、子どもに会いたいか、会いたくないかと聞くことは酷だと思いますし、答えようがないと思います。子どもが家庭を持ったとき、子どもは初めて親の役割を理解できるようになると思います。
- 面会交流の取決めが守られない場合はどうなるのですか。
- 履行勧告という制度があります。これは、面会交流に限らず、調停や審判で取り決められた内容を、守らない人に対して取決めを守るように勧告を行う制度です。権利者から履行勧告の申出があると、家庭裁判所調査官等から義務者に対して、履行していないのが事実であれば、履行するように勧告します。ただし、強制力はありませんので、義務者の中には家庭裁判所調査官等からの履行勧告に応じない人もいます。その場合、取決めの内容にもよりますが、権利者に間接強制という手続を案内することもあります。間接強制は、家庭裁判所に申立てを行い、債務を履行しない義務者に対し、一定の期間内に履行しなければその債務とは別に間接強制金を課すことを決定することにより、義務者に心理的圧迫を加え、自発的な履行を促すものです。

- 子どもと別居している親が毎週又は宿泊付きの面会交流を求めるケースもあります。この点、いかがですか。
- 現実には、毎週、面会交流を行うのは難しく、1か月に1回、多くても2週間に1回程度の面会交流が現実的ではないかと思います。それから始めてみて、もっと会いたいということであれば、回数を増やしてみてはどうでしょうか。
- 面会交流の頻度の問題で深刻な争いになるケースはありますか。
- あります。子どもと別居している親は、多くの時間を子どもと過ごすことが子どもの利益になると考えており、その一方で、子どもと同居している親は、自分達の生活もあり、そのせめぎ合いとなることがあります。このような場合、何が子どもの福祉になるのかを慎重に検討しなければなりません。
- 面会交流の問題が養育費の問題とリンクすることはあるのですか。
- リンクすることはあります。たとえば、養育費を払う以上は、子どもに会いたいと主張する方もいますし、逆に、養育費は子どものために払ってもらっているもので、面会交流の問題とは別だと主張する方もいます。基本的には、養育費の問題と面会交流の問題とは切り離して考えるのですが、完全に切り離して考えられるものではないと主張する方もいます。
- 地域との関わりを持てるようになれば、悩みなどを共有できて解決できるのではないかでしょうか。
- 今回、面会交流の資料をいただきて、初めて、面会交流制度があることを知りました。いろいろな機会を通じて、こういう制度があることを広報できれば、新たな交流が生まれるのではないかと思います。
- 以上をもって、意見交換を終わらせていただきます。貴重な御意見等をいただき、どうもありがとうございました。